

(平成23年3月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9件

厚生年金関係 9件

釧路厚生年金 事案 447

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和37年12月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月1日から同年12月20日まで

厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。

昭和34年11月からA社に勤務し、B社に加入記録がある期間も含めてA社で仕事を続けており、事業所が変わったことも知らなかった。保険料控除の証明となる資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和35年1月1日に同社において厚生年金保険の資格を取得し、37年9月1日に資格を喪失後、同年12月20日にB社において資格を取得し、38年4月1日に資格を喪失したと記録されている。

しかし、申立人は、「A社とB社は社長が親戚関係にあり、毎年冬期間にはB社の現場に荷物の運搬で出入りしていたが、その間もA社から給料が支給されており、B社の事務所に行ったこともなく場所も知らない。」と供述しているところ、A社において加入記録を有する複数の同僚は、「申立人は次の職場に移るまでずっとA社に勤務しており、別の会社には移っていないと思う。」と供述している上、当時、B社の事務を担当していた者も「後にA社からB社に移った者は知っているが、申立人の名前は聞いたことがな

い。」と供述していることから、申立人は申立期間を含め、次の事業所に移った昭和 38 年 4 月 1 日まで A 社に勤務していたことが推認できる。

また、A 社において厚生年金保険の加入記録が有る被保険者のうち、回答を得られた 7 人全員が、退職するまで厚生年金保険に加入していたと供述しており、当該退職時期と厚生年金保険の資格喪失日が一致していることから、事業主は勤務していた者を退職するまでの期間、厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 37 年 8 月の社会保険事務所（当時）の記録から、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は既に適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も所在不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和46年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月1日から同年11月1日まで

厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を得た。

昭和46年4月1日からA社に継続して勤務していたので、厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の現在の代表者及び複数の同僚の供述から、申立人が、申立期間において、同社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人は、申立期間以前の定時制高校在学時にA社で勤務していた期間は厚生年金保険の加入記録が有り、同社の現在の代表者からも、「申立人は、定時制高校時代も当社に勤務して厚生年金保険に加入しており、その後の専門学校卒業後に再入社し、申立期間も勤務していたので、再入社後もすぐに厚生年金保険に加入させていたと思う。」との供述を得ている。

さらに、複数の同僚に照会したところ、回答があった全員が、入社と同時に厚生年金保険に加入していたと供述していることから、A社は、勤務していた者全員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年

金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 44 年及び 45 年に資格取得記録のある被保険者 5 人の標準報酬月額が、加入後 1 年間変わっていないことを踏まえると、3 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は資料が無いため不明である旨回答しているものの、事業主による申立てどおりの資格取得届や、申立期間に行われるべき被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、昭和 46 年 11 月 1 日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 4 月から同年 10 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成16年5月7日、同年8月5日、同年12月28日、17年8月5日、同年12月28日、18年8月5日、同年12月28日及び19年8月5日に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を、16年5月7日は34万7,000円、同年8月5日は64万5,000円、同年12月28日は73万2,000円、17年8月5日は53万8,000円、同年12月28日は62万8,000円、18年8月5日は51万2,000円、同年12月28日は57万2,000円、19年8月5日は47万6,000円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成3年6月1日から同年10月1日までの期間及び16年8月1日から20年4月1日までの期間に係る標準報酬月額については、3年6月から同年9月までは36万円、16年8月から20年3月までは47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額及び標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年5月7日、同年8月5日、同年12月28日、17年8月5日、同年12月28日、18年8月5日、同年12月28日及び19年8月5日
② 昭和63年4月5日から平成3年10月1日まで
③ 平成16年8月1日から20年4月1日まで

申立事業所における標準賞与額及び標準報酬月額が実際の支給額と相違しているため、事業所に訂正を依頼したところ、標準賞与額は時効により

年金額に反映されない期間があり、標準報酬月額の一部の期間のみ訂正された。

当時の賃金計算書（手取額）を提出するので、申立期間①の標準賞与額は、年金額に反映されるよう訂正し、申立期間②及び③の標準報酬月額は、給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①については標準賞与額の相違について、申立期間②及び③については標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき標準賞与額（標準報酬月額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額（報酬月額）のそれぞれに見合う標準賞与額（標準報酬月額）の範囲内であることから、これらの標準賞与額（標準報酬月額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①に係る標準賞与額については、A社から提出された「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」において推認できる厚生年金保険料控除額から、平成16年5月7日は34万7,000円、同年8月5日は64万5,000円、同年12月28日は73万2,000円、17年8月5日は53万8,000円、同年12月28日は62万8,000円、18年8月5日は51万2,000円、同年12月28日は57万2,000円、19年8月5日は47万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付していないことを認めている上、申立てに係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出したことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成16年5月7日、同年8月5日、同年12月28日、17年8月5日、同年12月28日、18年8月5日、同年12月28日及び19年8月5日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②及び③のうち、平成3年6月1日から同年10月1日までの期間及び16年8月1日から20年4月1日までの期間に係る標準報酬月額については、A社から提出された「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」において推認できる厚生年金保険料控除額から、3年6月から同年9月までは36万円、16年8月から20年3月までは47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付した旨回答しているものの、「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」において推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないこ

とから、事業主は、同徴収簿において推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 63 年 4 月から平成元年 12 月までの期間及び 2 年 10 月から 3 年 5 月までの期間については、「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」において確認できる報酬月額又は同徴収簿で推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録が一致しており、また、2 年 1 月から同年 9 月までの期間については、オンライン記録が、事業主が源泉控除していたと推認される厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額を超えていることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年9月14日は142万6,000円、19年9月13日は146万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年9月14日
② 平成19年9月13日

申立期間に支給のあった役員賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていなかった。

A社は誤りに気づき、年金事務所に当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されないため、反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、A社から提出された「賞与明細」及び「役付役員・監査役の賞与支給時における社会保険・厚生年金個人負担内訳」において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成17年9月14日は142万6,000円、19年9月13日は146万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成17年9月14日及び19年9月13日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年9月14日は142万6,000円、18年9月13日は139万2,000円、19年9月13日は146万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年9月14日
② 平成18年9月13日
③ 平成19年9月13日

申立期間に支給のあった役員賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていなかった。

A社は誤りに気づき、年金事務所に当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されないため、反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、

これらの標準賞与額のいずれか低い額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、A社から提出された「賞与明細」及び「役付役員・監査役の賞与支給時における社会保険・厚生年金個人負担内訳」において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成17年9月14日は142万6,000円、18年9月13日は139万2,000円、19年9月13日は146万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成17年9月14日、18年9月13日及び19年9月13日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、142万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年9月14日

申立期間に支給のあった役員賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていなかった。

A社は誤りに気づき、年金事務所に当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されないため、反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、A社から提出された「賞与明細」及び「役付役員・監査役の賞与支給時における社会保

険・厚生年金個人負担内訳」において確認できる厚生年金保険料控除額から、142万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成17年9月14日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年9月14日は142万6,000円、19年9月13日は146万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年9月14日
② 平成19年9月13日

申立期間に支給のあった役員賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていなかった。

A社は誤りに気づき、年金事務所に当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されないため、反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、A社から提出された「賞与明細」及び「役付役員・監査役の賞与支給時における社会保険・厚生年金個人負担内訳」において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成17年9月14日は142万6,000円、19年9月13日は146万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成17年9月14日及び19年9月13日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年9月14日は142万6,000円、18年9月13日は139万2,000円、19年9月13日は146万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年9月14日
② 平成18年9月13日
③ 平成19年9月13日

申立期間に支給のあった役員賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていなかった。

A社は誤りに気づき、年金事務所に当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されないため、反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、

これらの標準賞与額のいずれか低い額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、A社から提出された「賞与明細」及び「役付役員・監査役の賞与支給時における社会保険・厚生年金個人負担内訳」において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成17年9月14日は142万6,000円、18年9月13日は139万2,000円、19年9月13日は146万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成17年9月14日、18年9月13日及び19年9月13日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年9月14日は97万4,000円、18年9月13日は139万2,000円、19年9月13日は146万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年9月14日
② 平成18年9月13日
③ 平成19年9月13日

申立期間に支給のあった役員賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていなかった。

A社は誤りに気づき、年金事務所に当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されないため、反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、

これらの標準賞与額のいずれか低い額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、A社から提出された「賞与明細」及び「役付役員・監査役の賞与支給時における社会保険・厚生年金個人負担内訳」において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成17年9月14日は97万4,000円、18年9月13日は139万2,000円、19年9月13日は146万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成17年9月14日、18年9月13日及び19年9月13日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。